

平成 21 年 3 月 6 日

お客様各位

リーマン・ブラザーズ証券株式会社
民事再生手続申立代理人
弁護士 田中 信隆

Lehman Brothers International(Europe) (“LBIE”)の保護預り証券について

2 月 25 日、LBIE の共同管財人らは、LBIE が保有する顧客の資産及び金員（「顧客財産」）に関して裁判所に申請（「本件申請」）を行うとともに、PWC のウェブサイトにも最新情報を掲示しました。この最新情報の全文と関連の文書は、下記のリンクからアクセスしてご覧になることができます。

http://www.pwc.co.uk/eng/issues/lehman_client_money_and_assets_update_260209.html

本件申請は、特に、顧客財産に関し、LBIE と債権者の間の、関係する英国法の下での、アレンジのスキーム（「本件スキーム」）を管財人らが提案することを認める旨の裁判所の決定を求めるものです。申請に関する公開の審訊は 2009 年 3 月 16 日に開催されます。LBJ の弁護士も、これに出席し、皆様に適宜報告させていただく予定です。

なお、本件申請の根拠として提出された陳述書によれば、管財人らは、管財人らによる確認の作業は独立した 3 種類の記録、すなわち(i) LBIE の記録、(ii) ユーロクリアの記録、及び(iii) 顧客の記録に基づき行われる必要があると考えているとのこと。この中で、管財人らは、資産に関する情報についての LBIE の要請に応じて、情報を提供した顧客が約 60%のみだったことから、確認作業に困難を生じていることを指摘しています。以前にご報告したとおり、LBJ は現在 LBIE にある LBJ の顧客の資産（「LBJ 顧客資産」）について全ての関連情報を管財人らに提出済みであり、当社からの追加情報は必要はないと PWC から確認を受けています。しかし管財人らは、LBJ 顧客資産について権利を主張する当事者が他に存在しないことを確認する必要があり、他の顧客から回答がないことは管財人らにとって重大な問題だと主張しています。もとより、管財人らは、一部の顧客から回答がないことによって生じる遅延が、関連情報を誠実に提供したその他の顧客の利益を不当に害することを認識しています。そこで、管財人らは本件スキームの一部として、最終的な権利の届出日を設定しようとしています。かかる期限を設けることによって、管財人らは、期限後に届け出られた権利を考慮する必要なく、顧客財産の返還に向けて作業を行うことを意図しています。ただ、管財人らは期限がいつになるのかを明らかにしていません。管財人らは現在、本件スキームの最終決定と期限の設定に先立ち、様々な関係者の意思を聞いているところです。

以上のとおり、顧客財産の返還にはなお時間と多大の手續を要することから、別途、緊急の必要性がある事案について、優先的に返還を行う手續として、Hardship and Prioritization Committee の活用による優先的返還の途が設けられています。LBJ は、LBJ の顧客のためこの手續の利用可能性がないか、LBIE と協議を続けておりますが、この手續を利用する場合、優先的返還手續の費用の負担や、将来第三者から請求を受けた場合の補償の約束及びその保証が必要とされることから、現時点では、かかる手段の利用の見込みは残念ながらたっておりません。

以 上